

今回のテーマ：「2019年度税制改正大綱」発表

12月14日に2019年度税制改正大綱が発表されました。法人税では、中小企業を対象にした投資促進税制や軽減税率の特例等が2年延長されています。その他主な改正の概要は次のとおりです。なお、この改正は来年3月下旬に国会で成立する予定です。

1. 所得税・・・ (1) 住宅ローン控除の特例を創設 (2) ふるさと納税の範囲を限定

(1) '19年10月1日から'20年12月31日までの間に、住宅を取得し居住した場合、控除期間10年が3年延長され最長13年間、原則、ローン残高の1%を所得税から税額控除できます。なお、延長される3年間の控除率は1%未満となる場合もあります。

- ⑩・住宅取得は経過措置による消費税率8%を除きます。(消費税率10%のみ)
- ・現行の住宅ローン控除制度は継続されます。

(2) '19年6月1日以後の寄附金から、寄附金控除の対象が、

- ①返礼割合は3割以下であること
- ②返礼品は地場産品であること

を条件とする、総務大臣が指定した寄附金に限定されます。

2. 贈与税・・・ 教育資金贈与の範囲を縮小

'19年4月1日以後の贈与から、受贈者(もらう人)の範囲および資金使途の範囲が、各々次のとおり縮小されます。

項目	現行	改正
受贈者の範囲	30才未満の子や孫	左のうち所得1千万円以下の人のみ
資金使途の範囲	学校や習い事の教育資金	23才から習い事等を除外

3. 相続税・・・ 個人版事業承継税制を創設

'19年1月1日から'28年12月31日までの間に、一定の相続人が一定の事業用資産を相続し事業を継続していく場合は、相続税のうち事業用資産に対応する部分の納税が猶予されます。(贈与の場合も同様)

項目	概要
一定の相続人	承認計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた人
一定の事業用資産	事業用土地のうち400㎡以下の部分、事業用建物で床面積800㎡以下の部分、償却資産税の課税対象である備品等